

滝川市DX推進計画策定等支援業務仕様書

滝川市DX推進計画策定等支援業務(以下、「本業務」という。)の委託事業者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書(以下、「本仕様書」という。)に定めるところによる。

1 委託業務名

滝川市DX推進計画策定等支援業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

3 目的

自治体 DX にかかる国の動向として、令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定されるとともに、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」が策定されている。また令和4年6月には、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」により目指すべきデジタル社会のビジョンが示され、「行政サービスにおけるデジタル技術やデータ活用による住民の利便性向上」や、「デジタル技術や AI 等を活用した業務効率化により人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていく」こと、「EBPM 等により自らの行政の効率化・高度化を図る」こと等が市区町村に求められている。

これらの趣旨を踏まえ、本市においては、令和5年度から令和7年度を実行期間とした「滝川市 DX 推進計画(以下、「DX 推進計画」という。))」を策定し、DX の推進を図ってきた。本業務では、実行期間の最終年度を迎えるにあたり、現計画の取組状況を総括するとともに、国や北海道の動向および最新の DX に係る情勢等を反映した、今後5年間程度の計画を策定し、さらなるDXの推進を図ることを目的とし、公募型企画提案方式により最適な支援事業者を選定するものである。

4 業務内容

本市の DX 推進に関する現状調査・分析等を行い、計画の方向性や取組テーマ、施策にかかる提案を行うとともに、DX 推進のための支援・助言を行うものとする。

(1)本市の現状調査・分析

- ・本市の DX 推進に関する現状や課題について、調査・分析を実施すること。
- ・現行 DX 推進計画の進捗状況の評価(可視化)を行い、課題抽出を行うこと。
- ・分析等に必要な本市所有の資料は提供するものとするが、必要に応じて関係所管課へのヒアリング等も実施すること。

(2)他団体事例調査及び分析

- ・他団体における DX 推進の取組事例を収集し、先進施策や課題解決事例等に関する調査・分析を行うこと。

(3)重点取組テーマ及び施策検討

- ・(1)及び(2)を踏まえ、重点取組テーマの選定、重点取組テーマに即した施策の検討を行い、提案を行うこと。

- ・提案内容については、国や北海道の動向、時代の変化に対応するとともに、将来を見据えた内容とすること。
- ・施策の検討に当たっては、必要に応じて各所管課の取組状況の確認やヒアリングを行うこと。
- ・施策の提案に当たっては、実現可能性や実施効果など、実効性を考慮した内容とすること。
- ・最終的な記載事項は、本市との協議による精緻化を行った後、本市において選定する。

(4)DX 推進計画の策定支援

- ・(1)から(3)をもとに、計画策定の支援・助言を行うこと。
- ・令和7年10月31日までに計画概要案(方針と施策概要、スケジュール等の骨子案)、令和8年1月16日までに計画案、令和8年2月27日までに計画最終案を提案すること。
- ・各種資料は、市民及び職員等に分かりやすいものとなるよう、デザインについても工夫すること。
- ・計画概要案、計画案、計画最終案の提案にあたっては、国や北海道の示す方針や上位計画となる滝川市総合計画、現行の滝川市 DX 推進計画の方針や目的、実施してきた施策を踏まえたものとし、納品前に本市の確認の機会を複数回設けること。
- ・各課事業の進捗状況やパブリックコメントの実施結果も踏まえ計画策定を行うため、本工程においても(1)から(3)までの検討を継続的に行うこと。

(5)その他

①プロジェクト管理

- ・契約後、速やかに本仕様書及び企画提案書に基づき、本市と業務工程や作業内容について調整を行い、実施計画書(実施体制、連絡体制、工程、進捗管理・課題管理方法等)を作成すること。
- ・実施計画書に従い、本業務のプロジェクト管理を行い、進捗状況等について定期的に報告を行うこと。

②問合せ対応

- ・計画策定にかかる本市からの問合せに対し、提案や助言を行うこと。

③会議・打合せ等への参加

- ・計画策定にかかる本市との会議・打合せに参加し、ファシリテーション、論点整理を行うこと。会議参加については、Web 会議形式での参加も可とする。
- ・会議、打合せの実施時には議事録を作成し遅滞なく提出すること。

なお、業務内容に記載のない事項であっても、本業務の目的を実現するために効果的と考えられる取組や DX 推進のための助言・支援については、積極的に提案すること。ただし、経費は提出する見積額に含めること。

5 成果品の提出

受託者は、本業務完了後、速やかに成果報告書(本文・概要版)を作成し、業務完了報告書と併せて本市に提出すること。成果報告書については、執行過程や経過が明確になるよう取りまとめること。

(1)納入方法・納入期限

- ・成果報告書(本文)(WORDまたはPPT形式によるデータ納品)
- ・成果報告書(概要版)(WORDまたはPPT形式によるデータ納品)
- ・会議開催や協議に伴う議事録
- ・その他関係資料(調査資料等)(ExcelまたはPPT形式によるデータ納品)

- ・最終納入期限は令和8年3月31日(月)とする。

(2)納入場所

滝川市総務部総務課デジタル推進室(滝川市庁舎7階)

6 契約に関する条件等

(1)成果品の利用(二次利用等)

本業務による成果品の著作権は本市に帰属するものとし、また、本市は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できることとする。

(2)秘密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。以下同じ)を通じて知り得た情報を秘密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(3)費用負担

本業務に係る一切の経費は、委託金額に含まれるものとする。また、受託者がライセンス料等の発生するアプリケーションの利用を希望する場合、その費用は本市分も含めて受託者が負担すること。

7 スケジュール

スケジュールについては協議の上決定するが、スケジュール目安は以下のとおり。

7月～10月	現状調査・分析、他団体事例調査・分析、重点テーマ及び施策検討
10月31日まで	計画概要案提出
10月～1月	計画内容の整理
1月16日まで	計画案提出
1月中下旬	パブリックコメント実施
2月	計画内容最終整理
2月27日まで	計画最終案提出
3月	最終報告

8 その他

- ・受託者は本業務における本市の目的の達成その他の施策との整合を図りながら業務を行うこと。
- ・本業務に必要なとなる経費(旅費・交通費等)は、委託金額に含まれるものとする。
- ・本業務の一部を再委託する場合は、本市と協議の上、その承認を得なければならない。
- ・本業務を円滑に遂行するため、本市は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- ・納期の遅れや仕様に反し、本市あるいは第三者に不利益のある場合には誠実に対応すること。
- ・本仕様書に定めのない事項、疑義等があった場合については、必要に応じて本市と協議を行い定めるものとする。